

(15) 財務規程

- 第1条 財務部は本会の基本財産と運用財産についての一切を管理し、収入・支出会計と現金・預金の保管業務及び予算・決算業務を行う。
- 第2条 財務部に部長、副部長、部員若干名を設ける。
部長、副部長は理事会の議決を経て会長が任命する。
- 第3条 部長は収入・支出について事務局処務規程に基づく決裁を経て取り扱うものとする。
- 第4条 部長は伝票、金銭出納簿、科目別収入・支出簿、収入及び支出の証拠書類を備え付けなければならない。
会計処理にかかわる伝票、帳簿、支払証拠書類の保存は決算終了後10年間とする。
- 第5条 部長は年度終了後に新年度の会計予算（案）を作成し会長に提出しなければならない。会長は提出された予算（案）について検討を行った上、理事会に付議し承認を受けなければならない。
- 第6条 部長は年度終了後に会計の決算（案）を作成し、収入・支出証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。会長は提出された決算（案）について検討を行ったうえ、監事・公認会計士の監査を経て、理事会・評議員会に付議し承認を受けなければならない。
- 第7条 副部長は部長を補佐し、部長に事故ある場合はその職務を代理する。
- 第8条 部員は部長の指示に従い、部の職務を分掌する。
- 第9条 各部は費用の支出を伴う事業の実施は前もって収支計画を作成し、財務部長経由の上、会長の決裁を得るものとする。各部の支出結果については支出明細書、支払証拠書類を財務部長に提出し、会長の承認を得なければならない。
- 附 則 本規程の改廃は理事会の承認を必要とする。
2 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。